コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Systems Engineering Consultants Co.,LTD.

最終更新日：2015年12月10日

株式会社 セック
代表取締役社長 秋山　逸志
問合せ先：執行役員経理部長 中川美和子 TEL:03-5491-4770
証券コード：3741
http://www.sec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主に代わって経営の効率性や公正さをチェックし、経営リスクを組織的に回避し、当社の企業価値を高めていくというコーポレート・ガバナンスの維持は極めて重要な経営課題であると、当社は認識しています。
こうした目的を達成するために、当社では、審議に十分な時間をかけた取締役会を毎月開催するとともに、監査等委員会監査及び内部監査による経営チェック機能の充実も重視しています。
また、タイムリー・ディスクロージャーを重視して、情報提供の迅速性・公平性を図るべく、当社ホームページに最新の情報を掲載することと併せ、継続的なIR活動を活発に行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 矢野商会	744,410	29.07
矢野　恭一	263,840	10.30
セック従業員持株会	147,200	5.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	114,200	4.46
有限会社 近石商会	112,320	4.38
近石　幸博	93,280	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58,500	2.28
有限会社 小早商事	55,720	2.17
小早　光子	42,110	1.64
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	42,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本素彦	弁護士											
瀧田誠一郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本素彦	○	○	当該社外取締役は、弁護士法人サガミ総合法律事務所の代表社員であります。	松本素彦氏は、弁護士及び税理士としての豊富な経験・専門知識等に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待したためであります。 [独立役員に指定した理由] 当該社外取締役は、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはないと考え、独立役員として指定いたしました。
瀧田誠一郎	○	○	―――	瀧田誠一郎氏は、その経歴を通じて培った豊富な知識・経験等に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待したためであります。 [独立役員に指定した理由]

				当該社外取締役は、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはないと考え、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

常勤監査等委員により、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役を置いておりません。
また、監査等委員会は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できます。当該要員は、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示にのみ従うものとしており、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、年4回、会計監査人より監査計画や監査の方法及び結果の報告を受け、意見交換をしております。また、会計監査時点において監査報告等を確認しております。
常勤監査等委員は、内部監査室より内部監査計画や監査の方法及び結果の報告を受け、内部監査室長との意見交換を随時実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社では、短期インセンティブとして、取締役報酬を基本報酬とインセンティブ報酬(役員賞与)に分け、インセンティブ報酬については当期の業績に応じて決定しております。また、長期インセンティブとして、取締役退職慰労金制度を採用しておりますが、こちらも業績予想達成度などを基準とする業績連動にして、年功的な要素を排除しております。なお、監査等委員である取締役の報酬については、基本報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在していないため、個別の報酬は開示しておりません。
なお、2015年3月期の取締役の報酬等の総額は、80,685千円（内規に基づく役員退職慰労金要支給額のうち当事業年度に帰属する金額を含む）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「役員報酬規程」及び「取締役退職慰労金規程」において、役員の報酬等の額又はその算定方法を定めております。取締役（監査等委員を除く）の報酬に関しては、職責、職位及び経営への貢献度等に応じて支給する基本報酬と会社業績及び各取締役の業績へのコミットメントに応じて支給するインセンティブ報酬（役員賞与）とし、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員会にて決定しております。また、役員退職慰労金に関しては、支給対象を取締役（監査等委員を除く）に限定し、業績予想達成度などを基準とする業績連動としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当者は設置しておりませんが、取締役会の資料については事前に送付を行っており、その他の情報・資料等についても社内取締役と同水準の情報を入手できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査等委員会設置会社であります。
取締役会は、取締役（監査等委員を除く）3名（男性3名）、監査等委員である取締役3名（男性3名、うち社外取締役2名）で構成されております。毎月の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、業務執行状況の監督を行っております。また、経営の監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入いたしております。
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。毎月の定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行っております。

取締役（監査等委員を除く）候補の指名につきましては、経験、能力及び適性を取締役の選任基準に基づき評価・選別し、社長が推薦して取締役会で決定しております。監査等委員である取締役候補の指名につきましては、監査等委員会の同意の上取締役会にて決定しております。
また、取締役（監査等委員を除く）の報酬は、社長が年度の業績や各取締役の貢献度などを勘案して起案し、社外取締役である監査等委員長と協議の上、取締役会にて決定いたしております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会にて決定しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また、同有限責任監査法人は既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないように措置をとっております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。
2015年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりです。
＜業務を執行した公認会計士の氏名＞
指定有限責任社員 業務執行社員 猪瀬忠彦、永田立
＜会計監査業務にかかる補助者の構成＞
公認会計士 1名、その他 7名

当社と取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、会社規模、業務内容に最適な体制を組み、実質の効果を求めていく方針であります。複数の社外取締役を含む監査等委員が取締役会における議決権を有することにより、経営の監督機能の実効性を高めることができると考え、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席していただけるよう、集中日を避けて開催しております。
その他	当社は、招集通知、決議通知、議決権行使結果に係る臨時報告書を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IRイベントへの参加や代表者による会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算説明会及び決算説明会を、決算短信公表後に、各々年1回開催しております。なお、代表者によるスモールミーティングを随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算情報や適時開示資料のほかに、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主通信などを当社ホームページ（http://www.sec.co.jp/）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室が担当部署となり、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、インサイダー取引防止規程を定め社内情報管理を徹底し、また、情報開示規程に従って適切に情報開示を行っております。更に、情報セキュリティマネージメントシステム規格(ISO/IEC27001)の認証を取得して情報セキュリティ対策を推進しており、個人情報保護についてはプライバシーマークの使用許諾を受けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境が有限であることを認識して環境の保全に永続的に配慮していくことを重要経営課題のひとつとして捉え、環境マネジメントシステム規格(ISO14001)の認証を取得して環境活動に取り組んでおります。なお、当社のホームページに環境方針を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、タイムリーディスクロジャーを重視して、情報提供の迅速性・公平性を図ることを基本方針とするディスクロジャーポリシーを制定し、当社のホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、事業経営の一環である業務の有効性及び効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令等を遵守（コンプライアンス経営）し、資産の保全を図るために、内部統制システムを整備することが重要であると認識し、内部統制の構成要素である統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT への対応という6つの基本要素の視点から、効率的な内部統制システムの見直し、整備に努めております。

また、コンプライアンス経営については、当社では、法令・規制要求事項を含め、広くお客様ご要請を満たしていく経営と定義し、品質マネジメントシステム規格（ISO9001）、環境マネジメントシステム規格（ISO14001）、情報セキュリティマネジメントシステム規格（ISO/IEC27001）、事業継続マネジメントシステム規格（ISO 22301:2012）、プライバシーマークの使用許諾などの認証を取得し、これらの遵守状況について定期的に第三者の審査を受ける経営を展開するとともに、関連活動の効率化と実効の最大化を目指しております。

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」を次のように定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、会社理念（目標、方針、行動規準）を定め、それを全役職員に周知徹底します。

また、当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対して毅然とした態度で組織的に対応するものとし、全役職員に対してその徹底を図ります。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規程（「文書管理規程」及び「記録管理規程」等）に従い、適切な管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社のリスク管理を統括する担当取締役を置きます。担当取締役は、「リスク管理規程」に基づいて全社のリスクを統括管理し、リスク管理状況を定期的に取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にします。

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。

担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価します。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、親会社及び重要な子会社が存在しないため、その必要性が明確になるまで定めない方針とします。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できます。当該要員は、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示にのみ従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査等委員会に当該事実を報告します。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人等に対し報告を求めることができます。当社は、監査等委員会へ報告をしたことを理由とした不利益な処遇は一切行いません。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するもの限る）について生じる費用の前払いまたは支払い等の請求をしたときは、速やかに処理します。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人及び内部監査室長と随時面談を行い、意見交換を実施します。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法及び関連法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムの適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

b. 内部統制システムの整備状況

当社は、定期的に内部統制システムに関する方針を見直し、効率的な内部統制システムの整備を図っております。

1. 財務報告に係る内部統制

社長を委員長とする内部統制委員会を中心に、有効性の評価、改善を実施しております。

2. 社内規程類の整備

関連法令の改正及び内部統制システム整備等の動向に対応して、関係規程類の改訂を随時実施しております。なお、当社は、全社全部門で品質マネジメントシステム規格（ISO9001）の認証を取得しており、職務権限及び各部門の業務分掌や業務実施手順などにつきましては、ISO9001に基づく品質活動の中で文書化され、また定期的に改訂されております。

3. 内部通報制度

内部通報制度を設け、不祥事の防止及び早期発見を図っております。

4. リスク管理

リスク管理の最上位規程として「リスク管理規程」を制定いたしております。また、全社のリスク管理を統括するリスク管理担当取締役を任命し、

全取締役に対して経営リスクとその対応状況についてアンケート調査を行い、その収集結果に基づき、経営計画策定時の取締役会にてリスクの顕在化状況とリスク対策の有効性について審議し、経営計画に反映いたしております。

5. 事業継続計画(BCP)
事業継続マネジメントシステム(BCMS)規格(ISO22301)の認証を取得しております。
この規格に基づき、大規模地震やサイバー攻撃など事業の継続を阻害する事象が発生した場合においても、重要な業務の稼働を確保し、早期に事業活動を再開するための事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、継続的に有効評価と改善を実施しております。

6. 内部監査
社長直属の内部監査室を設置して専任者(内部監査室長1名)を置き、内部監査室長が推薦し社長に任命された内部監査人を伴って内部監査チームを編成しており、組織的かつ統合的な内部監査活動を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
⑴対応マニュアルの整備状況
当社は、「行動規準」に「法および社会規範を遵守する」と規定しており、反社会的勢力排除に向けた具体的対応については、反社会的勢力対応マニュアルを整備して全役職員に周知徹底を図っております。
⑵対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務部を反社会的勢力対応部署とし、同部が反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。また、反社会的勢力対応部署には不当要求防止責任者を配置しております。
⑶外部の専門機関との連携状況
反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携をとっております。
⑷反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
業務上取得する、あるいは警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関から提供を受ける反社会的勢力に関する情報については、反社会的勢力対応部署にて一元管理することとしております。
⑸研修活動の実施状況
反社会的勢力への対応については、適宜、社内研修等を通じ周知しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制については参考資料「コーポレート・ガバナンス体制（模式図）」をご覧ください。

2. 適時開示体制の概要
⑴適時開示に係る基本方針
当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下「適時開示規則」という）を遵守し、株主、投資家の皆様に対し、投資判断に重要な影響を与える事項について、適時、公平な情報開示を行うことを基本方針としております。
また、それ以外の情報につきましても、当社を理解していただく上で有用と判断される情報は積極的に開示していく方針です。

⑵適時開示に係る社内体制
当社は、適時開示規則に基づき、情報取扱責任者を設置しております。情報取扱責任者に社内の重要情報を一元的に集約し、情報取扱責任者が中心となって開示の要否の判定及び情報の開示を実施しております。なお、開示事務手続き、外部からの問合せ対応は、IR室が実施しております。
また、情報の管理及び開示に関して、社内規程（「インサイダー取引防止規程」及び「情報開示規程」）を定め、全社員に開示し、全社的に周知徹底を図っております。

⑶適時開示の方法
・決定事実
経営に関する重要事項については、毎月１回開催する定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会にて決定しております。付議事項について、予め情報取扱責任者を中心に適時開示が必要であるか否かを検討し、開示が必要となる場合には決議後速やかにTDnetシステム及び当社ホームページにて開示いたします。開示内容につきましては、当該取締役会にて確認しております。

・発生事実
重要な事実が発生した場合には、所管部門は、情報取扱責任者に速やかに報告します。報告事項について、情報取扱責任者を中心として適時開示が必要であるか否かを検討し、開示が必要となる場合には速やかに開示いたします。開示内容につきましては、社長に報告の上、TDnetシステム及び当社ホームページにて開示いたします。

・決算情報
決算及び四半期決算の内容については、監査法人による監査を受けた後、取締役会にて承認し、TDnetシステム及び当社ホームページにて開示いたします。

⑷適時開示体制のモニタリング
当社は上記適時開示体制の運用の実効性を確保するため内部監査室による定期的な内部監査を実施しております。内部監査では適時開示体制が有効に整備・運用されているかどうか、また、適時開示業務が適法に実施されているかどうか等について監査を行うとともに、欠陥が発見された際には改善提案を実施しております。

【参考資料】

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）

